

# 技能講習における本人確認について

(公社) 福井県労働基準協会

日ごろ、当協会が実施する各種講習を受講いただき厚くお礼申し上げます。

今般、技能講習時における本人確認の徹底及び受講当日の円滑な受付を行うために、下記のとおり、申込時に運転免許証等本人確認書類、資格証を提出いただくことといたしました。

申込時に、写真、本人確認書類、資格証の写しを指定の貼付台紙に貼り付けてください。また、受講当日には原本が必要です。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1 本人確認書類について

次のいずれか一つの写しを提出してください。

- ・自動車運転免許証（表裏）
- ・個人番号カード
- ・在留カード、特別永住者証明書（表裏）

ご不明な点は当協会までご照会ください。

### 2 力学講習免除に係る証明について

「玉掛け」、「床上操作式クレーン運転」、「小型移動式クレーン運転」の各技能講習については次の資格がある場合、力学講習を免除することができます。クレーン運転特別教育修了は免除になりません。

- ・玉掛け技能講習修了証
- ・床上操作式クレーン運転技能講習修了証
- ・小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- ・クレーン運転士免許証、クレーン・デリック運転士免許証、移動式クレーン運転士免許証、デリック運転士免許証、揚貨装置運転士免許証

該当する資格証のいずれか一つの写しを提出してください。ただし、当協会発行の技能講習修了証の場合は不要です。

申込後に免除資格を取得した場合（玉掛け技能講習を申込後にクレーン関係の技能講習を修了した場合など）は、速やかに提出してください。受講料差額をお返しします。

### 3 フォークリフト運転技能講習について

当協会で開催する同技能講習では、大型、中型、準中型、普通、大型特殊のいずれかの自動車免許が必要です。講習日に免許停止になっている場合は受講できません。申込書に貼り付けてください。